

ジェンダーの視点から改憲を検証する

弁護士 石田 法子

1 始めに

近年改憲論が声高に語られ、政治の具体的スケジュールに載せられようとしています。

安部総理大臣は、2007年の年頭所感で、自分の内閣での憲法改正を目ざす、参院選の自民党の公約として掲げることを表明しました。

私は、ジェンダーの視点から、改憲派が目指そうとしている社会に強い危惧を感じており、改憲に反対です。以下、この視点での論述です。

2 改憲の動き

現行憲法は、1946年11月3日に公布、翌年5月3日に施行されました。

この憲法は、第二次世界大戦で、国内で30万人・アジア等で200万人の犠牲者を出したことへの強い反省と平和への誓いから生まれました。

しかし、この憲法については、制定当時から、戦勝国であったアメリカに押しつけられたものだ、自主憲法を制定すべきだという根強い改憲論がありました。しかし、それは大きな声にはならず、改憲論は長く政治の世界のタブーでした。

一方、長い悲惨な戦争に痛めつけられていた国民の多くは、戦争放棄を唱い、戦力を持たないと宣言したこの憲法を、明るい気持ちで喜んで受け止めました。

私は、戦後生まれですが、まだ戦後の匂いが残っている時代に成長しました。初めて憲法を習った小学校6年生の担任は、戦争経験があり、往復びんた等の軍隊式の体罰なんかを普通にやっていた厳しい先生でしたが、先生が憲法の話がされた時、「憲法ができて本当に嬉しかった。平和はいい。君たちは本当に良い時代に生まれた」と、しみじみと語られたことが強く印象に残っています。

また、訴訟活動を通じて、多くの戦争体験者から話を伺う機会がありますが、やはり「新しい憲法ができ、これで戦争が無くなると、目の前がぱっと開けた思いだった」という話をよく聞きます。

しかし、戦後50年が過ぎ、もはや戦後は終わったという声が出てきた頃から、改憲の声が少しずつ大きくなりました。

そのバックには、日米安全保障の同盟国であるアメリカからの強い要求があります。世界の警察国家を自認するアメリカが、同盟国日本も、軍隊を持ち共世界の隅々にまで行ってアメリカと共に戦ってくれという強い要求をするようになり、2000年10月には、後にアメリカの国務副長官になったアーミテージ氏がまとめたアーミテージ・レポート（米国と日本・成熟したパートナーシップに向けた前進）で、「憲法9条は、日米同盟の妨げになる」と報告しました（改憲論の中に押しつけ憲法論がありますが、これに対し押しつけ改憲だという声が現れないのが不思議です）。

また、経済のグローバル化により、日本企業は世界中に展開していますが、経済界の中からも、一旦事あるときに、自分たちの資産と権益を守り、それを拡大する戦力をもつことへの要求も強まりました。

このような流れの中、日本も大国になったのだから、国際貢献をしなければならない、それも金を出さずだけでなく血を流す国際貢献をしなければならない、普通の国は軍隊を持っている、日本も普通の国になるために軍隊を持つべきだとの主張が出てきました。

そのような新しい要求と旧来の自主憲法制定論とが合流し、改憲へ向かう太い流れとなり、憲法問題を議論する為と、2000年1月、国会の両議院に憲法調査会が設置され、2005年に報告書が発表され、改憲論議が更に大きくなりました。

そして、与党である自民党が、幾つかの試案を経て、2005年10月、「新憲法草案」を発表しました。

以下、現行憲法と新憲法草案を対比して、憲法は一体何をどう変えられようとしているのかを見ていきます。

3 改憲派が目指す国の形

改正点は幾つかありますが、大きな狙いは、前文、9条2項（戦力の不保持）、96条（憲法改正手続き）の三つを変えることです。

前文と9条を変えることで平和主義をなし崩しにし、軍隊を持ち「戦争をする国」を目指しています。もはや「戦争ができる国」を越え、「する国」です。

先ず、前文です。

現行憲法の前文は、過去の戦争に対する反省と戦争放棄、平和的生存権等々平和への強い願いが高く掲げられています。

(現行憲法前文)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

一方、新憲法草案は、それまでの自民党の二次試案の愛国心強調の美文調と比べ、あっさりとはしていますが、現行憲法の前文をばつさりと全面改訂し、国民に国を守る責務を課し、他国(勿論アメリカのことです)と共に、国際平和実現のために協力するとしています。過去の戦争への反省は微塵もありません。

(新憲法草案)

日本国民は、自らの意思と決意に基づき、主権者として、ここに新しい憲法を制定する。

象徴天皇制は、これを維持する。また、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重および平和主義と国際協強調主義の基本原則は、不変の価値として継承する。

日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支える責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実を図り、教育の振興と文化の創造および地方自治の

発展を重視する。日本国民は、正義と秩序を基調とする。国際平和を誠実に願い、他国とともにその実現のため、協力し合う。国際社会において、価値観の多様性を認めつつ、圧政や人権侵害を根絶させるため、普段の努力を行う。

日本国民は、自然との共生を信条に、自国のみならずかけがえのない地球の環境を守るため、力を尽くす。

参考（二次草案）

日本国民はアジアの東、太平洋と日本海の波洗う美しい島々に、天皇を国民統合の象徴として戴（いただ）き、和を尊び、多様な思想や生活信条をおおらかに認め合いつつ、独自の伝統と文化を作り伝え多くの試練を乗り越えて発展してきた。

日本国は国民が主権を持つ民主主義国家であり、国政は国民の信任に基づき国民の代表が担当し、その成果は国民が受ける。

日本国は自由、民主、人権、平和、国際協調を国の基本として堅持し、国を愛する国民の努力によって国の独立を守る。

日本国民は正義と秩序による国際平和を誠実に願い、他国と共にその実現の為（ため）協力し合う。国際社会に於（お）いて圧制や人権の不法な侵害を絶滅させる為の不断の努力を行う。

日本国民は自由と共に公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実をはかり教育の振興と文化の創造と地方自治の発展を重視する。自然との共生を信条に豊かな地球環境を護（まも）るため力を尽くす。

日本国民は大日本帝国憲法及び日本国憲法の果たした歴史的意味を深く認識し現在の国民とその子孫が世界の諸国民と共に更に正義と平和と繁栄の時代を内外に創（つく）ることを願い、日本国の根本規範として自ら日本国民の名に於いて、この憲法を制定する。

次は憲法9条です。

同条2項の戦力を持たないという規定をばっさり削除し、その代わり「自衛軍」という軍隊を持つと規定しています。

新憲法草案

第二章 安全保障

(安全保障と平和主義)

第九条 右に同じ

(削除)

(自衛軍)

第九条の二 わが国の平和と独立ならびに国および国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮者とする自衛軍を保持する。

2 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために、国際的に協調して行われる活動および緊急事態における公の秩序を維持し、または国民の生命もしくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

現行憲法

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

(

(新設)

9条1項は、1928年に結ばれた「戦争放棄ニ関スル条約（パリ不戦条約）」とほとんど同じ内容です。この条約があっても、その後第二次大戦が起こったことを思うと、これだけを残したからと言って、戦争放棄の平和主義が維持されているというのは、あまりにも楽観的すぎるでしょう。

改憲に先立って、イラクに自衛隊が派遣され、陸上自衛隊がサマワから帰ってきた後も、航空自衛隊は今もバクダッドに物資、米兵の空輸をしています。

また、自衛隊と米軍の共同演習が日常的に行われ、集团的自衛を先取りしたような軍事的一体化が進んでいます。

安部内閣は、明文改憲をしなくても、解釈で集団的自衛権が行使できるように検討すると言っています。2007年1月には、防衛「庁」は防衛「省」に昇格しました。日本の軍備はどんどん増強され、軍事国家化していっています。既に、着々と、世界の隅々でアメリカと戦う日本への道が敷かれているのです。

現在の改憲論議の中には、国民の反発を恐れてまだ出てきていませんが、軍隊を持つと改憲された後は、近い将来に徴兵制が提案されることも現実の問題となるでしょう。

4 「軍隊を持つ国」の下支えの為の基本的人権の制約

新憲法草案は、基本的人権の規定にも、責任と義務を強調し、「公益」、「公の秩序」という個人の利益に優先する全体の利益としての「公」の概念で人権を制約しようとしています。

新憲法草案	現行憲法
<p>(国民の責務)</p> <p>第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、<u>保持しなければならない</u>。国民は、これを濫用してはならないのであって、<u>自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う</u>。</p> <p>(個人の尊重等)</p> <p>第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公益及び公の秩序</u>に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	<p>第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、<u>これを保持しなければならない</u>。<u>又</u>、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に<u>公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ</u>。</p> <p>第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公共の福祉</u>に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>

また、国家神道のもと大戦に向かって走った歴史の反省にたち、厳しく規定された信教の自由についても、社会的儀礼、習俗的行為の範囲内という緩和措置を設け、靖国参拝、忠魂碑、地鎮祭、玉串料の違憲論争を封じ込めようとしています。

新憲法草案

(信教の自由)

第二十条 信教の自由は、何人に対しても保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国および公共団体は、社会的儀礼または習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動であつて、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長もしくは促進または圧迫もしくは干渉となるようなものを行つてはならない。

現行憲法

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

(同左)

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

5 憲法24条は大丈夫?・・・24条を巡る攻防

現行憲法は、平和主義をかかげ、国民に大きな安心と喜びをもたらしましたが、私たち女性にとっては、自由と平等をもたらした点で画期的なものです。

明治憲法下の女性は、男性と対等の権利は保障されず、その地位は低いものでした。

私は、小学校6年生で初めて憲法を読んだとき、14条「法の下での平等」に感激しました。勿論、憲法に書かれたからといって、習慣、風俗、人の意識というのはそう簡単に変わるものではなく、実社会ではいろんな壁にぶつかりました。

女だからと行動を制限されるのは嫌。女らしくと、したくないことを強制されるのは息苦しい。さりとして男のように生きるのが正しいとも思わない。男らしくでなく、女らしくでなく、自分らしく行きたい。自分らしい生き方を模索し、それを阻もうとするものと戦ってきました。

弁護士としての仕事も、やはり女性問題に力が入りました。若年差別定年の裁判、男女差別賃金をなくす会での活動等女性労働問題に取り組みました。その頃、国際婦人の10年で、ケニアのナイロビで開かれた国際女性会議にもNGOとして参加し仲間とワークショップを開きました。ナイロビ会議で、フィリピンシスターから指摘され、アジアからの出稼ぎ外国人女性の問題にも取り組みました。その後、買春問題のシンガ、慰安婦の調査等々にも関与し、1999年の元大阪府知事セクハラ事件の被害女性の弁護団長として被害女性の心の痛みを間近に見て、その後セクハラ事件、女性に対する暴力として同じ根っこから派生するDV事件等々、一貫して女偏の事件に取り組んできました。

弁護士になった当初は、スマートで格好良い仕事にあこがれていたのですが、自分の興味のままに走っていくと、そんな弁護士活動とは反対の方向に走っていました。でも、自分には間に合わなくても、私の三人の娘達を含めたこれからの女性達のため、少しでも女性のパワーアップになればと思って、活動をしてきました。

しかし、最近の改憲論を見ていると、時代が私の目指していた方向とずれてきたぞと思うようになりました。

2000年頃からの改憲論の台頭と共に、1999年制定の男女共同参画社会基本法に基づき各自治体で男女共同参画条例が制定されるころから、各地で組織的なバックラッシュの動きが広がってきました。

ジェンダーフリーの思想は、フリーセックスを奨励し家庭を崩壊させる 日本の伝統であるひな祭り等を否定し、一切の男女の区別を無くすコミュニストの革命戦略だというステレオタイプの根拠のないジェンダーバッシングが強まり、公共の図書館からジェンダーの名の付く本が撤去される事態まででてきました。

これらのバックラッシュの動きと、改憲を主張する勢力とは殆ど重なっています。

何？これ？です。大きな危惧を感じています。

安部総理大臣は、総理になる前に自民党の「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査PT」の座長を務め、ジェンダリーという言葉だけでなく、ジェンダーと言う言葉そのものを正式な文書で使わないようにと政府に求めるというジェンダーバッシングの旗振り役でした。

ところで、現行憲法は、女性の権利について二つの規定が置いています。

一つは、14条の性別による差別を禁じた法の下での平等規定。これは主に公的領域での平等の保障です。

もう一つは、24条の家族生活の中の個人の尊厳と両性の本質的平等規定です。これは戦前の明治憲法下の女性が家制度の中で劣悪な地位に置かれていたことに鑑み、家庭等の私的領域の中での平等の保障も大事であるという観点から設けられたものです。

第24条〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

この二つの規定の下、女性は次第に平等を主張し、実現してきました。

しかし、改憲論議の中で、24条に対して激しい攻撃がされました。以下は、衆院憲法調査会の報告の中の攻撃です。

24条は、いきすぎた個人主義の風潮を産んだ

男女平等で国民が利己的になり全体的な利益を考えなくなった。

顕在化している社会問題を解決するために、社会の基礎としての家族・家庭の必要性を再認識し、家族における相互扶助、家庭教育等の家族・家庭が果たしてきた機能を再構築する必要がある

女性の利己心が少子化を招いた等々

そして、少子化、不登校、家庭内暴力、離婚、単身赴任、老々介護家族崩壊等の社会問題何もかもが24条のせい、女性のわがままのせいにされ、自民党の論点整理は、「24条は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである。」と指摘しています。

また同党の憲法改正要綱では、家庭等を保護する責務の規定を設け、国民に、夫婦の協力と責任により、自らの家庭を良好に維持すること、自己の保護下にある子どもを養育する責務、親を敬う精神の尊重を押しつけようとなりました。

なぜ、このように24条が攻撃されるのでしょうか。

それは、軍事体制がもつめる総力戦のためには、性別役割分業が効率的であり、男子は国防（兵役）義務、女子は家族扶助義務を負い、家庭を基盤として戦う兵士と銃後を護る者という構造の強化が必要なのです。日本を軍事的な国へと姿を変えようとする、女性が権利を主張する社会は邪魔なのです。性別役割分担を否定することに荷担する24条は邪魔なのです。

勿論、このような考え方は、多様な家族、多様な個人を認めようとはしません。

男は男らしく。女は女らしく。男は愛する女と子供を守るために命を捨てる覚悟と気概を持つことが求められます。

安部総理大臣は、著書「美しい国へ」で、理想の家庭として、家族を守る強い父、優しい母と可愛い子供たちからなる「大草原の小さな家」をあげています。確かにそのような家庭は良い家庭の一つでしょう。しかし、安部総理は、日本の教育は家族のモデルを提示してこなかった、多様な家庭があつていいというのはけしからんとも言っています。それはどうでしょうか。

多様な家庭があつて良い、多様な個人があつて良い。それでこそ、真の自由と平等が実現する社会ではないでしょうか。

さて、新憲法草案では、24条の改訂は見送られました。

何故でしょうか？

それは、国民とりわけ自由と平等を手に入れ、憲法改正の国民投票で一票の投票権を持つ女

性達の反発を避け、改憲への抵抗を小さくしたいからに他なりません。

憲法改正手続きを緩和できれば、必ず次の改憲では24条削除あるいは改訂が再び浮上してくるであろうことは火を見るより明らかです。

私は、戦争の中で女性の平等が守られるとは思いません。戦力で女性の権利が勝ち取れるとは思いません。この国が、「戦争をする国」になることには絶対反対です。

5 憲法改正手続きの緩和

新憲法草案は、国会で与党が単独過半数さえとれば、憲法改正の発議ができるように手続きの緩和を狙っています。

新憲法草案

第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体であるものとして、直ちに憲法改正を公布する。

現行憲法

第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

次国会では、憲法改正の実現に向けての憲法改正国民投票法案が審議されます。

できるだけ多くの国民の意見が反映されるよう、十分な議論を経て、自由に自分の意見が形成できるよう、各人の形成した意見ができるだけストレートに反映される必要があります。

6 ところで、憲法ってどんな法規？

憲法98条は、「憲法は国の最高法規」であるとしています。最高法規ってどういう意味でしょう？

数多く制定されている法規、例えば民法とか刑法とかの親分という意味？

国民が絶対に守らなければならない最高の法規？

いいえ、違います。憲法は、他の法令とは全く性質が違って、国民を縛るものではなく、逆に国民が国家に守らせるものなのです。

憲法の3大原則の一つは「国民主権」です。この国の主人は、国民である私たち一人一人なのだという事です。

でも、現実問題として、1億2000万人を超える国民全員が集まって国を治めていくことはとてもできないので、私たちは選挙で代表を選び、国会に送り込んで、国会が内閣を選んで政治を行うという間接民主制を取っています。

しかし、国会や、内閣やその他公権力が好き勝手に良いと言うことではありません。権力というのは、時としてとんでもないことをやります。

憲法とは、そんなことが起こらないように、国家を縛るものなのです。いわば、この国の主人である私たちが、国家に、この国の政治はこのような考えでやってくれと示す指示書であり、権力に対する歯止めとしての役割をもつものです。

99条には、憲法を尊重し擁護する義務を負う者として、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員等いわば公権力者を列挙しています。国民は、彼らに守らせる側に立っているのです。

この点で、同じ「憲法」という名前を持っていても、為政者が政治の基本姿勢を宣言した「17条の憲法」や、最高権力者であった天皇が定めて国民に守らせた「大日本帝国憲法（明治憲法）」とは、全く性質が異なります。

憲法は、私たち国民が、この国の主として、この国のありようを決めるものです。

だからこそ、これからの日本を主権者として担っていく若い皆さん方にこそ、憲法について、しっかり考えてください。

自分たちのこれからの人生が、「戦争のできる国」、「血を流す国際貢献をする国」でいいのか、自由にものが言える今、しっかり自分の頭で考えてください。

戦争は、何の前触れもなく明日突然起こるものではありません。準備が整うまでは緩慢に進んでいきます。でも、最近、密告社会をもたらす共謀罪の新設の動き、学校で愛国心を教え込まれる教育基本法の改訂等、社会は次第に監視社会化され、少しずつ少しずつ、息苦しい社会・物言えぬ社会が来ているような気がしませんか？